

勝山市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定に基づき、事業所の概要や提供される指定障害児相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会
所在地	〒911-0035 福井県勝山市郡町 1 丁目 1 番 50 号
電話番号	0 7 7 9 - 8 8 - 1 1 7 7
代表者氏名	会長 三屋 修一
設立年月	昭和 4 6 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所（平成 2 4 年 4 月 1 日） 指定勝山市 1870500186
事業の目的	指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ると共に、障害児及びその家族（以下「利用者等」という。）に対し適切な障害児相談支援を行うことを目的とする。
事業所の名称	勝山市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所
事業所の所在地	福井県勝山市郡町 1 丁目 1 番 5 0 号
電話番号	0 7 7 9 - 8 8 - 1 1 7 7
管理者氏名	事務局長 長谷川 美貴（専任・兼任）
事業所の運営方針について	① 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行なう。 ② 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。 ③ 事業所の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、障害者福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。

	④ 障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２９号）に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。
開設年月	平成２４年４月１日

３．事業実施地域

勝山市内全域 ただし、やむを得ない事情がある場合、必要と認められる場合はその限りではない

４．営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし国民の祝日、１２月２９日～１月３日までは除くが、緊急時はその限りではない
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分 但し、必要時にはその限りではない

５．職員の体制 ＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者等に対して、障害児相談支援を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

職種	員数
１．管理者	１名
２．相談支援専門員	１名以上

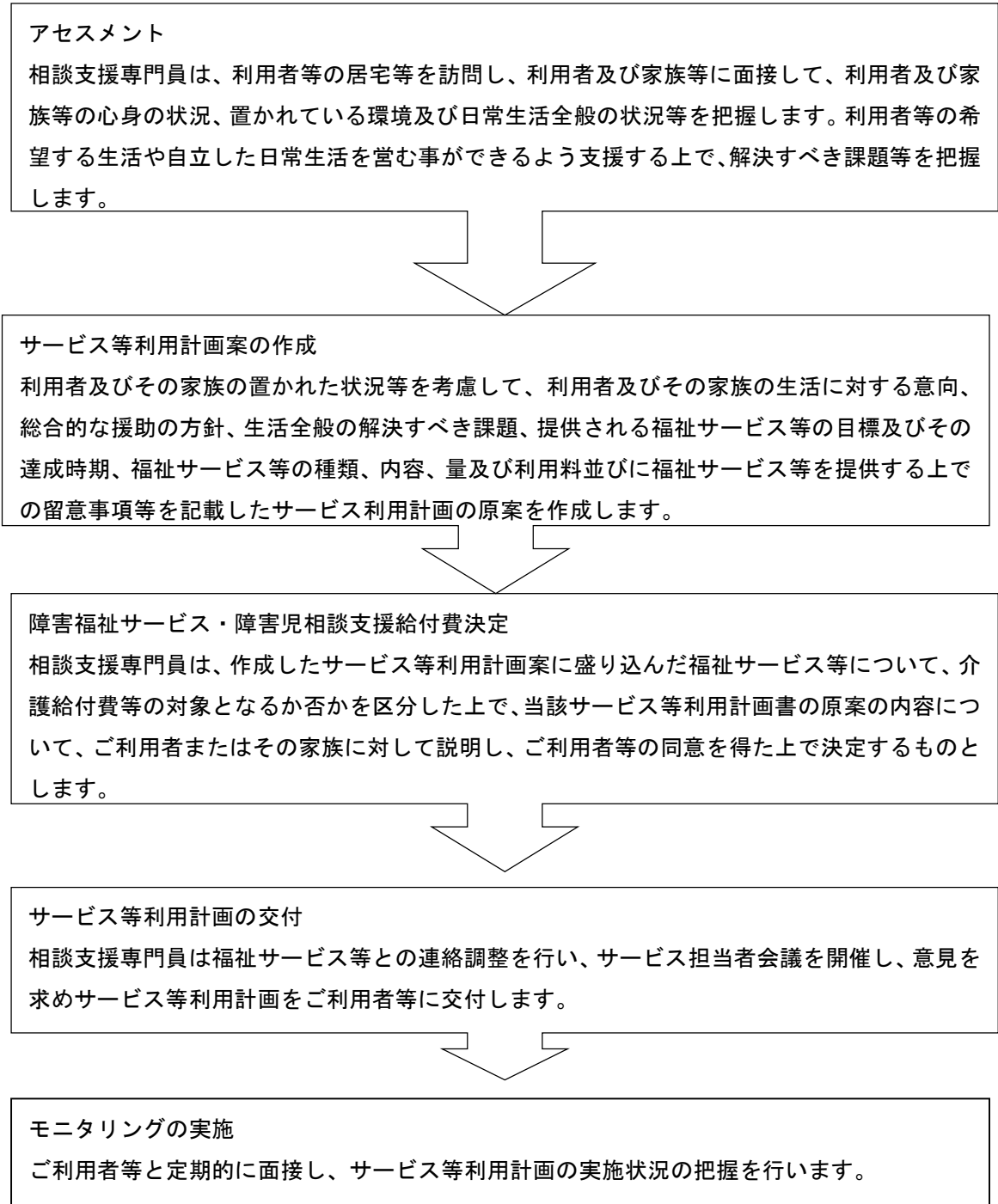
６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容（第３条～６条参照）

①障害児支援利用計画の作成

利用者等のご家庭等を訪問して、利用者等の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という）を作成します。

＜サービス等利用計画の作成の流れ＞



②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者等の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者等がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者等が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者等が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金（第7条参照）

①サービス利用料金

指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。ただし、法定代理受領を行えない場合は利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとします。

②交通費

通常の事業実施地域外の地域の居宅等へ訪問して、当事業所の指定障害児相談支援サービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1kmあたり10円をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。現金もしくは口座引き落とし手続きをとっていただきお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者等に説明するとともに、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談係等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令及び勝山市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者等の負担となります。保存期間は、指定障害児相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- （１） サービス等利用計画
- （２） アセスメントの記録
- （３） サービス担当者会議等の記録
- （４） モニタリング結果の記録
- （５） 利用者等の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- （６） 利用者等からの苦情の内容等の記録
- （７） 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

9. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

（１） 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

お客様相談係＜苦情受付窓口＞

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

○受付電話・ファクシミリ番号 TEL 0779-88-1177

FAX 0779-88-5124

＜苦情解決責任者 [事務局長] 長谷川 美貴 ＞

（２） 行政機関その他苦情受付機関

勝山市役所 福祉課社会福祉係	所在地 勝山市郡町1丁目1番50号 電話番号 0779-87-0777 受付日・時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除きます） 午前8時半から午後5時15分まで
福井県運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3-22 (福井県社会福祉協議会 内) 電話番号 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942 受付日・時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除きます） 午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

勝山市社会福祉協議会障害者相談支援事業所

説明者職名 相談支援専門員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

保護者 住所

氏名

印

対象児童 氏名

*この重要事項説明書は、厚生労働省令第 29 号（平成 2 4 年 3 月 1 3 日）第 5 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--